

学校いじめ防止基本方針

龍ヶ崎市立八原小学校

令和8年 4月 改定

龍ヶ崎市立八原小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめについて

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条では、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

(2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動において「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に迅速に取り組むことが重要である。以下は、本学校教職員がもつ「いじめについての基本的な認識」である。

- ①いじめはどの子どもにも、どの学校や集団にも起こりうるものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きなかかわりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもといじめ防止等に効果的かつ総合的に取り組むこととする。

「いじめは、どの子どもにも、どの学級や集団にも起こりうるものである」ということ、並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消、再発防止のために、本校職員、児童、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

3 いじめ防止等の対策の基本となる事項

(1) いじめを許さない学校づくりのために【未然防止】

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題克服のためには全ての児童を対象としたいじめの未然防止が重要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

〈いじめの防止に関する具体的な取組〉

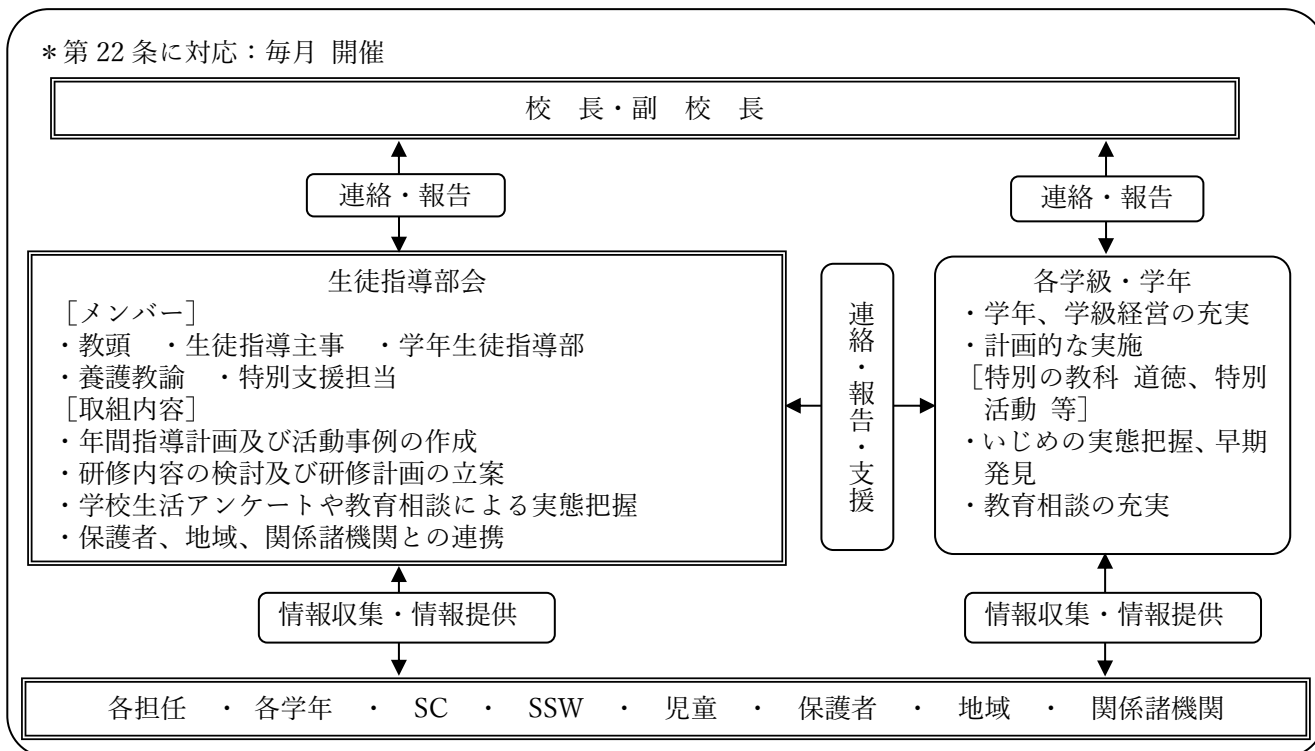
① 積極的な生徒指導の推進

日常の教育活動の中で、自主的に判断して行動したり、積極的に自己を生かしたりできる機会や目標の達成に向けて自他の役割を理解して協力し合う機会を多く設けることで、児童の自己指導能力を育成するとともに、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることのできる人権感覚を養う。

② 八原しぐさ「あこがれ」を活用した望ましい人間関係の醸成

八原しぐさ「あこがれ」の4つのしぐさである、「ありがとう」「行動」「学習」「礼儀」を全校児童が意識して生活することで、他者に対する思いやりの心や友達のよさを認める気持ちを育て、望ましい人間関係を醸成する。

③ いじめ問題に取り組むための組織づくり（平常時）



④ キャリア教育の視点に立った体験活動の充実

城ノ内中学校区共通の指導計画である「やしろキャリアプラン」を基盤として、特別活動や総合的な学習の時間、生活科等の授業の中で、キャリア教育の視点に立った体験活動の充実を図ることで、人間関係形成能力や社会形成能力、自己管理能力や課題対応能力を育成する。

⑤ 子どものよさを伸ばす教員の関わり

教師が児童の善行や役割を積極的に認め、褒めることで自己肯定感を高めるとともに、その情報を教職員間で共有し、児童同士も互いのよさを認め合える温かい集団づくりを推進する。

⑥ 学年・学級経営の充実

「師弟同行」の精神で児童と同じ目線で活動を共にし、一人一人のよさを認め合う学級経営を充実させることで、自己有用感や達成感を育み、互いを大切に思い合える望ましい人間関係と、いじめを許さない集団づくりを形成する。

⑦ 学習における生徒指導

師弟同行の精神で児童と同じ目線に立ち、自己決定や対話を重視した『分かる授業』を推進することで、一人一人の主体性と小さな成長を認め励まし、互いに学び合い、高め合える安全・安心な学級風土を醸成する。

⑧ 「特別の教科 道徳の時間」や体験活動の充実

道徳の授業の中で、本時のねらいとする道徳的価値を「自分ごと」として捉えさせるための指導の工夫を通じて道徳的実践意欲と態度を育成する。現状の事態に鑑み、差別や偏見に関わる単元について児童の発達段階に合わせ、適宜指導する。また、児童の多様な考えを引き出す工夫を通して、様々な価値観の人々と協働し問題解決していこうとする態度を育てるとともに、体験活動と関連させながら進める。

⑨ 学級活動の充実

学校生活を向上させるための自主的な話し合い活動を組織し、自己選択や自己決定の場を保障する。また、話し合っただけの実践を通して、一人一人の協力性や達成感がもてる学級づくりを推進する。

⑩ 学校行事の充実

龍の子人づくり学習と連動し、学校行事の計画から実施までの各過程において、児童一人一人の役割や成長を認め励ますことで、社会参画力や集団の絆を育む実践的な人間関係づくりを推進する。

⑪ 発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導の取組

★本校のいじめ防止等に係る「発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導」年間活動計画

月	学校行事等	学校としての取組	児童主体の活動
4	新任式・前期始業式 入学式 避難訓練①（地震） 全国学力・学習状況調査 P T A授業参観①・総会 交通少年団結団式 （5・6年）	★校内生徒指導全体会 1 ・指導方針 ・指導活動計画 ★学年・学級開きでの人間関係づくり ★学校いじめ防止基本方針 全体確認 ◆問題行動等調査まとめ ☑学校生活アンケート 1 ★生徒指導部会 1	■あいさつ運動 ■地区児童会① ■委員会活動① ■1年生を迎える会 （あこがれ委員会 運営）
5	自由参観月間① 城ノ内中学校区合同引き 渡し訓練	★ICT 研修（オクリンク+） ・健康観察アプリ「シャボテン」を や学校生活アンケート用いた、 SOS の発信方法について ☑学校生活アンケート 2 ★生徒指導部会 2	■あいさつ運動 ■クラブ活動① ■トイレの使い方ポスター作成 （放送委員会）
6	6年生修学旅行 城ノ内中出前演奏会 交通安全教室（1～4年）	☑学校生活アンケート 3 ☑教育面談（全員面談月間） ★生徒指導部会 3 ★スクールロイヤー研修 ◆いじめ調査まとめ [第Ⅰ期・市提出]	■あいさつ運動 ■クラブ活動② ■あいさつの輪プロジェクト （あこがれ委員会） ■熱中症予防の放送（保健委員会）
7	夏季休業前集会 夏季休業 二者面談	★生徒指導部会 4 ☑SNS との向き合い方の授業 ☑情報通信機器等のルール作り・確認	■あいさつ運動 ■いいとこ発見！！～はないっばい いになあれ～（SDGs 委員会）
8		★校内生徒指導全体会 2 ・校内研修(SOS の出し方教育) ・情報共有 ・後期の計画、確認	
9	夏季休業明け集会 自由参観月間②	★いじめ対応研修 ☑学校生活アンケート 4 ★生徒指導部会 5	■あいさつ運動 ■委員会活動② ■ヤハリンピックスローガン決定 （体育委員会）
10	前期終業式 後期始業式 地区合同防災訓練（5年） 避難訓練②（火災） ヤハリンピック	☑学校生活アンケート 5 ★生徒指導部会 6 ◆ヤングケアラーに関するアンケート	■あいさつ運動 ■はみがきポスター作製・放送 （放送委員会）
11	バス遠足（1～4年） 薬物乱用防止教室（6年） P T A授業参観②	☑学校生活アンケート 6 ☑教育相談（全員面談月間） ★生徒指導部会 7	■あいさつ運動 ■委員会活動③ ■クラブ活動③ ■ビブリオバトル（図書委員会）
12	5年生 宿泊学習 5年生「いのちの授業」 冬季休業前集会	★生徒指導部会 8 ★性的マイノリティへの啓発授業 （5・6年） ◆いじめ調査まとめ [第Ⅱ期・市提出]	■あいさつ運動 ■参上！エネルギー節約隊 （SDGs 委員会） ■クラブ活動④
1	冬季休業明け集会 避難訓練（不審者） 県学力診断テスト 避難訓練③（不審者）	☑学校生活アンケート 7 ★生徒指導部会 9	■あいさつ運動 ■クラブ活動⑤ ■感染症予防のための放送 （保健委員会）
2	P T A授業参観③	☑学校生活アンケート 8 ☑教育相談（全員面談月間） ★生徒指導部会 10	■あいさつ運動 ■委員会活動④ ■クラブ活動⑥
3	6年生を送る会 卒業証書授与式 修了式	★校内生徒指導全体会 3 ・本年度のまとめ ・来年度の計画検討 ★いじめ調査まとめ [第Ⅲ期・市提出]	■あいさつ運動 ■地区児童会②

(2) いじめに対する認識や気付きへの対応を充実させるために【早期発見】

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、全ての大人が連携し、児童の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知することが必要である。

〈いじめの早期発見に関する具体的な取組〉

① 日常的な観察

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことで児童の小さな変化を発見する。

② 校内組織の活用

学年会や生徒指導部会、いじめ防止対策委員会等において、児童の生活についての情報交換を行い、多くの視点から児童の小さな変化をとらえるようにする。また、養護教諭、さわやか相談員等による**教育相談・支援体制を整備**するとともに、ガイドラインのチェックリストを活用した**平時からの備えを全職員で共有**し、複数の教職員による組織的な観察と支援を徹底する。

③ 学校生活に関するアンケートの実施

健康観察アプリ「シャボテンログ」を活用し、児童の心と体の調子を日々見守るとともに、「話したいボタン」を活用し、迅速な教育相談等につなげる。また、「学校生活に関する教育相談」を年3回（6月、11月、2月）、「学校生活アンケート」（4月、5月、6月、9月、10月、11月、1月、2月）を行い、児童の不安や悩み、人間関係等をつかみ、問題の早期発見を図る。また学校生活アンケートと並行して教育相談週間を年間3回設けることで、アンケートだけでは把握できない児童に内面に寄り添った支援やより細やか人間関係を把握に努める。

④ いじめ防止に向けた保護者への働きかけ及び家庭や地域、関係機関と連携

いじめ問題等に関する学校の方針を家庭や地域に示すとともに、児童の問題行動等の情報提供や相談を随時受けられるようにする。また、市教育センター、こども家庭課、民生委員、警察等との情報交換を密にして学校だけでは発見が難しい問題に対しても早期の発見に努める。さらに、児童がいじめの問題を学校や家庭で話すことができないというケースも考えられることから、市教育センターやSNS相談アプリ、いじめ・体罰解消サポートセンター等の相談機関があることを周知する。

⑤ インターネットを通して行われるいじめに対する対策

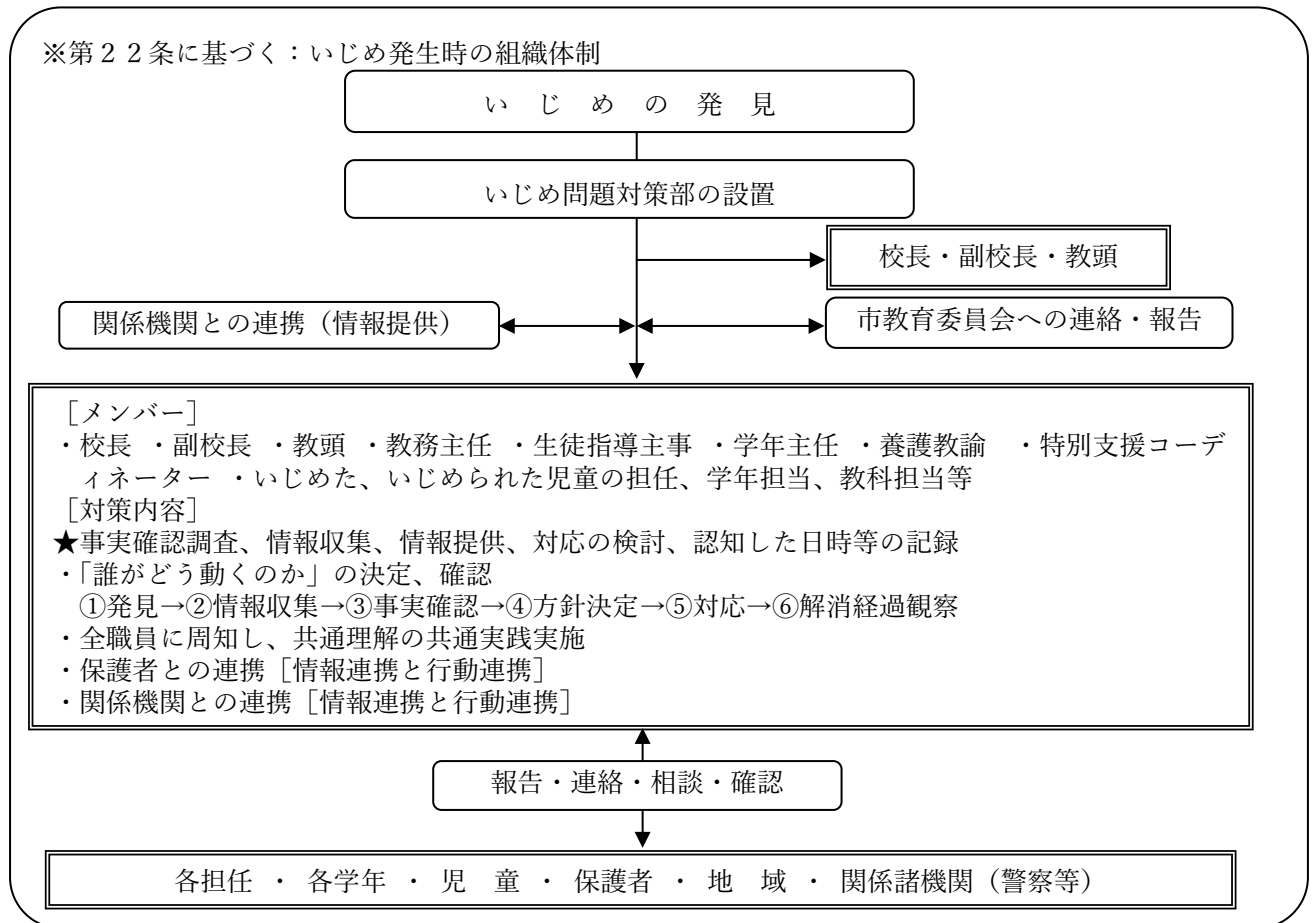
インターネットを通して行われるいじめは発見しにくいいため、児童や保護者から定期的に情報を収集し、その把握に努める。また、インターネット上で情報が拡散すると完全な消去が困難であることから、児童がインターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育も推進する。

(3) いじめを認知した場合の適切な対応（早期対応）

いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の心身の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関等との連携が必要である。

〈いじめの対応に関する具体的な取り組み〉

① いじめ問題に取り組むための組織



② 重大事態と判断されるいじめへの対応（第28条に基づいて）

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、①いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、②いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、さらには児童生徒や保護者から重大事態との申し立てがあった場合は、次の対処を行う。

- ア 調査結果にもとづいて、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- イ 重大事態が発生した旨を、速やかに龍ヶ崎市教育委員会に報告する。
- ウ 当該事案に対処する組織「重大事態いじめ防止対策委員会」を運営する。
- エ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。

オ いじめを行った児童・保護者に対してはいじめ解消のための助言指導に加え、必要に応じて他の子どもの教育を受ける権利を保障する観点から出席停止の措置をとる。通報と情報提供を行い、犯罪行為にあたる場合は所轄警察等との連携した指導を行うなど毅然とした対応を行う。

カ いじめを受けた児童及び、いじめの周辺にいる児童たちの心のケアに配慮する。その際、市教育センターやスクールカウンセラーの緊急派遣等、必要に応じて市教育委員会と連携して対処する。

キ マスコミ対応が必要な場合は、市教育委員会の指導のもとに適切に対応する。

4 その他の重要事項

(1) いじめ事後の対応について

謝罪や事後の行動観察の結果、いじめが解消したと思われる場合でも、いじめを受けた児童に対する見守りを継続する。また、いじめを行った児童に対しても、その児童が抱える問題に目を向け、いじめを繰り返さないよう継続的に助言・指導する。

(2) 取組の振り返りについて(学校評価における留意事項)

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の6点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。さらに、次年度の取組に生かす。

- ① いじめの未然防止に関する取組について
- ② いじめの早期発見に関する取組について
- ③ いじめの対応、解消に関する取組について
- ④ 関係機関との連携について
- ⑤ いじめに関する研修について
- ⑥ いじめ問題に関する PDCA サイクル確立について